

国不入企第 2 3 号
令和 3 年 7 月 2 0 日

各都道府県主管担当部局長 殿

(契約担当課扱い)

(建設業担当課扱い)

各政令指定都市主管担当部局長 殿

(契約担当課扱い)

(建設業担当課扱い)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

(公 印 省 略)

「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第三版）について

公共建築工事の発注に当たっては「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成 29 年 1 月 20 日社会資本整備審議会）において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」を対象に解説した解説書（第二版）（平成 30 年 10 月 17 日）を通知し、これを参考として頂くようお願いをしていたところです。

今般、「公共建築工事の発注者の役割」についてより一層の理解促進を図るため、新・担い手 3 法の施行及びこれを受けた各種ガイドライン類や技術基準等の作成、改定が行われたことや、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえて解説書が改定され、別添 1、2 のとおり大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等、地方公共団体の営繕担当課あてに通知されましたのでお知らせします。なお、改定された解説書は別添 3 のとおりです。

貴職におかれましては、公共建築工事の発注にあたりこれらを参考として頂くようお願い致します。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市は除く。）に対しても周知をお願いいたします。

また、別添 4、5 のとおり、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。